

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	大和高田市 (292028)
地域名 (地域内農業集落名)	礪野・東中地区 (礪野・東中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高田川が支川と合流する辺りに位置し、平坦な圃場であり水稲を中心に作付けされている。地域内の農業者は兼業農家が多く高齢化が進んではいるが、世代替わりしている世帯もあり、比較的若い農業者もいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲中心で作付けされており、今後も水稲を中心に栽培していく。今後、耕作できない農地が出てきた場合は、地域内の農業者で振り分け遊休化しないよう農地を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地を中心に、今後も農地として活用していく周辺農地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

所有者、担い手との話し合いにより、作り手が耕作しやすいよう集積、集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

中間管理機構の制度の周知を行い貸し借りをを行う際には、利用権設定するよう進め、地域内で耕作者が見つからない場合、中間管理機構を活用し、周辺地域の農業者を受け入れ集約化を進める。

(3)基盤整備事業への取組方針
効率的な土地利用のためには、基盤整備を行うべきではあるが、今後の営農計画等を見据え所有者との話し合いにより進めていかなければならない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の後継者の育成に地域として協力し就農者の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託については、担い手の高齢化、農機具の老朽化等により、今後の活用を考える。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】
⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全管理を継続していく。